

## 国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ

### <ポイント>

- 令和2年度において新たに育児休業を取得した男性職員の割合（取得率）は大幅に上昇し、調査開始以降（注1）、最高数値。「男の産休」の5日以上使用率（配偶者出産休暇（2日）又は育児参加のための休暇（5日）を5日以上使用した割合）（注2）も、調査開始以降、最高数値。
- 令和2年度から子が生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できるよう取組を進めた成果であり、男性の育児参画に向けた取組を一層推進。

注1 育児休業の取得状況については平成16年度から、「男の産休」の使用状況については平成26年度から調査を開始している。

注2 配偶者出産休暇（2日）又は育児参加のための休暇（5日）を合計5日以上使用した割合である。

### 1 公表の趣旨

政府においては、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和3年1月29日一部改正）等を踏まえ、女性職員の活躍の推進及び男女全ての職員のワークライフバランスの実現に取り組んでいるところ。

今般、令和2年度の国家公務員の育児休業等の取得状況について、フォローアップを行ったもの。

### 2 実施結果（概要）

項目	今回のフォローアップで把握した数値	昨年把握した数値	第5次男女共同参画基本計画に定める成果目標（期限）
国家公務員の育児休業取得率（注1・2）			
男性職員	29.0%（令和2年度）	16.4%（令和元年度）	30%（令和7年）
女性職員	100.1%（令和2年度）	100.5%（令和元年度）	—
「男の産休」（配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇）使用率（注3）			
「男の産休」を5日以上使用	84.9%（令和2年度）	79.6%（令和元年度）	<100%> 注3
配偶者出産休暇	91.0%（令和2年度）	90.4%（令和元年度）	—
育児参加のための休暇	90.5%（令和2年度）	87.4%（令和元年度）	—

注1 「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（令和2年度）の結果について」（令和3年10月6日人事院）における一般職国家公務員（行政執行法人職員を除く。）の数値に、防衛省の特別職の数値を加えて算出している。行政執行法人職員を含めた一般職国家公務員の男性の育児休業取得率は51.4%、「男の産休」5日以上使用率は87.0%。

注2 「取得率」とは、「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に対する「新規取得者数（例えば、令和2年度については、令和2年度中に新たに育児休業を取得した者（平成29～令和元年度に取得可能となった職員数を含む。）」の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。

注3 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」において、全ての男性職員が配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を5日以上取得することが目標とされている。

【連絡先】内閣官房内閣人事局

女性活躍促進・ダイバーシティ担当

波多野、鳥井、大村、藤本 電話 03-6257-3749（直通）

E-mail : w-diversity.z8f@cas.go.jp

## 国家公務員の育児休業等の取得状況（令和2年度）

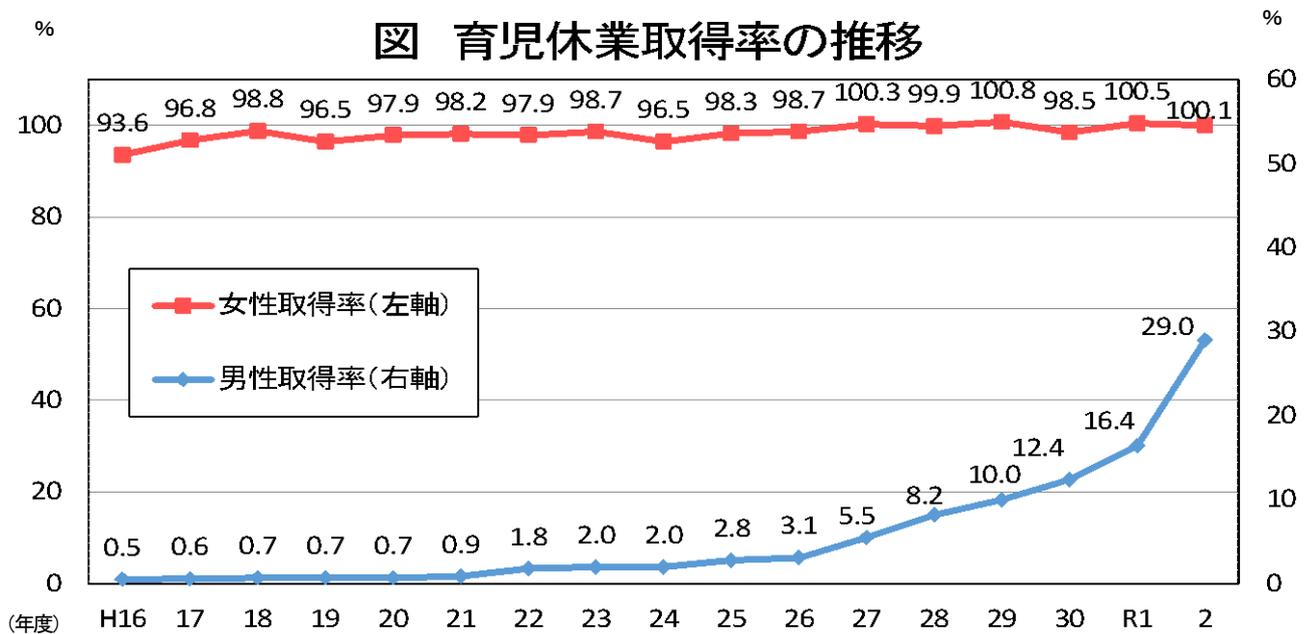
注 一般職（行政執行法人職員を除く。）及び防衛省の特別職の数値。作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（令和2年度）の結果について」（令和3年10月6日人事院）から、行政執行法人職員の数値を除き、防衛省の特別職の数値を加えている。

### 1 国家公務員の育児休業の取得状況（資料1（5ページ））

#### （1）新規取得者数及び取得率

- 新たに育児休業を取得した男性職員は3,596人、取得率は29.0%（前年度から12.6ポイント増。取得職員数・取得率とも過去最高）。
- 新たに育児休業を取得した女性職員は2,838人、取得率は100.1%（前年度から0.4ポイント減）。

	男性職員			女性職員		
	新規取得者数 (人) (A) 注1	当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数 (人) (B) 注2	取得率 (%) (A/B) 注3	新規取得者数 (人) (A') 注1	当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数 (人) (B') 注2	取得率 (%) (A'/B') 注3
令和2年度	3,596	12,383	29.0	2,838	2,834	100.1
令和元年度	1,968	11,997	16.4	2,801	2,787	100.5



注1 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業（再度の育児休業者を除く。）を取得した人数をいう。

注2 「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員は当該年度中に子が生まれた男性職員、女性職員は当該年度中に産後休暇が終了した女性職員（令和2年度については令和2年2月4日から令和3年2月2日まで、令和元年度については平成31年2月3日から令和2年2月3日までに出産した女性職員（産後の特別休暇中に子が死亡した場合等を除く。））をいう。

注3 「取得率」とは、「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に対する「新規取得者数（当該年度中に新たに育児休業を取得した者（令和2年度については平成29年～令和元年度、令和元年度については平成28～30年度に取得可能となった職員数を含む。））」の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。

## (2) 新規取得者の育児休業期間

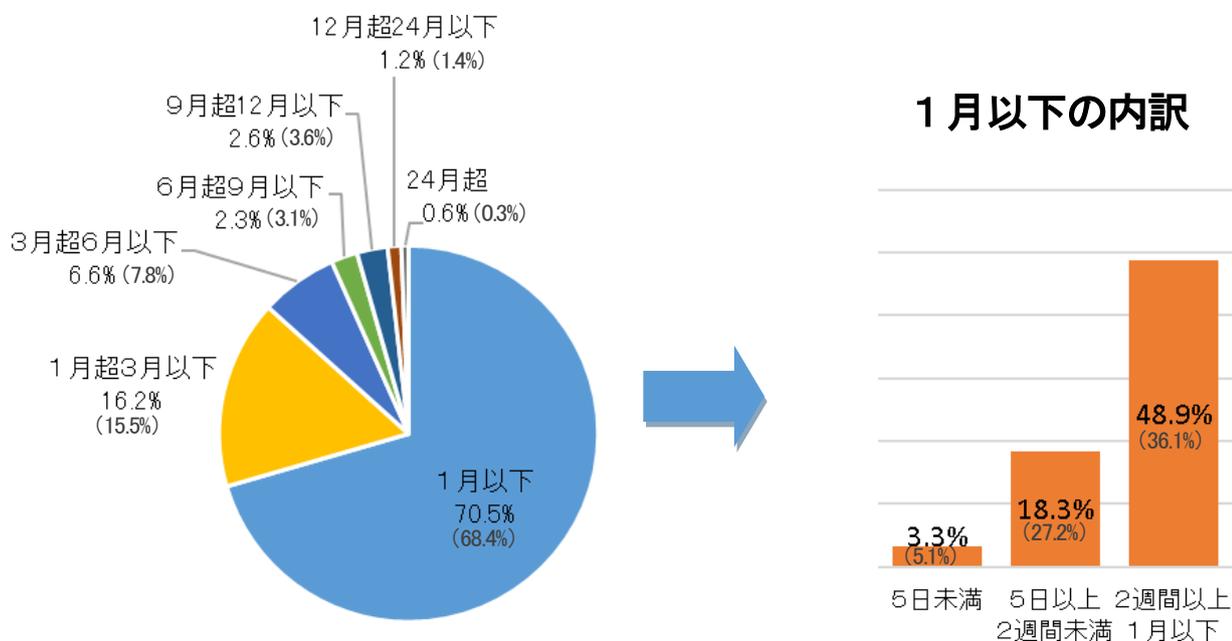
- 令和2年度に新たに育児休業を取得した職員の休業期間の平均は、男性1.9月・女性16.0月（全職員8.1月）。前年度は、男性2.0月・女性16.6月（全職員10.6月）。
- 令和2年度に新たに育児休業を取得した男性職員の休業期間の分布について、1月以下の内訳をみると、2週間未満の割合が低下する一方、2週間以上1月以下の割合が増加。

(単位：人)

区分	新規取得者数	育児休業取得期間								
		5日未満	5日以上 2週間未満	2週間以上 1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
男性職員	3,596	119 (3.3%)	658 (18.3%)	1757 (48.9%)	584 (16.2%)	238 (6.6%)	81 (2.3%)	95 (2.6%)	42 (1.2%)	22 (0.6%)
		1月以下：2,534 (70.5%)								
女性職員	2,838	2 (0.1%)	4 (0.1%)	12 (0.4%)	63 (2.2%)	206 (7.3%)	337 (11.9%)	838 (29.5%)	776 (27.3%)	600 (21.1%)
計	6,434	121 (1.9%)	662 (10.3%)	1,769 (27.5%)	647 (10.1%)	444 (6.9%)	418 (6.5%)	933 (14.5%)	818 (12.7%)	622 (9.7%)

注 ( ) は「新規取得者数」に占める育児休業取得期間の区分ごとの人数の割合である。

### 図 男性の育児休業期間の分布



注1 ( ) は前年度の数値である。

注2 円グラフの内訳は、それぞれ四捨五入しているため、その合計が100%にならない場合がある。

## 2 「男の産休」（配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇）の使用状況 （資料2（6ページ））

- 令和2年度に子が生まれた男性職員のうち、「男の産休」5日以上使用率（配偶者出産休暇（2日）又は育児参加のための休暇（5日）を5日以上使用した男性職員の割合）は、前年度から5.3ポイント増の84.9%。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
「男の産休」 <sup>注1</sup> 5日以上使用率 (%)	24.7	30.8	39.1	51.9	67.8	79.6	84.9

- 令和2年度に子が生まれた男性職員のうち、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の使用率・平均取得期間は以下のとおり。

	令和2年度		令和元年度	
	取得率 (%)	平均取得期間 (日)	取得率 (%)	平均取得期間 (日)
配偶者出産休暇 <sup>注2</sup>	91.0	1.9	90.4	1.9
育児参加のための 休暇 <sup>注3</sup>	90.5	4.5	87.4	4.1

注1 「男の産休」は、配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇のどちらか一方の休暇のみ使用した場合、両休暇を使用した場合、そのいずれも含まれる。令和2年度の使用率は93.6%（前年度は92.7%）である。

注2 「配偶者出産休暇」は、男性職員に対し、妻の出産に伴う入院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる特別休暇である。

注3 「育児参加のための休暇」は、男性職員に対し、妻の産前産後期間中に、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇である。

表 府省等別国家公務員の育児休業の新規取得状況

(上段：令和2年度、下段：令和元年度)

府省等名	男性職員			女性職員		
	新規取得者数 (人) (A)	当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数 (人) (B)	取得率 (%) (A/B)	新規取得者数 (人) (A')	当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数 (人) (B')	取得率 (%) (A' / B')
内閣官房	6	15	40.0	3	2	150.0
	6	30	20.0	0	1	0.0
内閣法制局	3	3	100.0	2	2	100.0
	1	1	100.0	1	1	100.0
内閣府	22	47	46.8	13	13	100.0
	10	54	18.5	27	27	100.0
宮内庁	7	19	36.8	6	6	100.0
	1	19	5.3	3	3	100.0
公正取引委員会	18	30	60.0	9	9	100.0
	11	27	40.7	14	14	100.0
国家公安委員会 (警察庁)	41	149	27.5	24	24	100.0
	16	160	10.0	28	28	100.0
個人情報保護委員会	0	3	0.0	0	0	-
	0	1	0.0	0	0	-
カジノ管理委員会	1	3	33.3	0	1	0.0
	0	1	0.0	0	0	-
金融庁	26	57	45.6	13	13	100.0
	11	65	16.9	14	14	100.0
消費者庁	2	5	40.0	0	0	-
	0	6	0.0	3	3	100.0
復興庁	1	2	50.0	0	0	-
	0	6	0.0	0	0	-
総務省	55	108	50.9	49	49	100.0
	17	104	16.3	42	41	102.4
法務省	618	1,434	43.1	383	384	99.7
	254	1,394	18.2	372	375	99.2
外務省	38	125	30.4	57	58	98.3
	22	164	13.4	52	53	98.1
財務省	1,226	1,646	74.5	677	678	99.9
	715	1,641	43.6	653	647	100.9
文部科学省	31	76	40.8	34	37	91.9
	16	56	28.6	34	34	100.0
厚生労働省	356	474	75.1	220	221	99.5
	283	478	59.2	216	219	98.6
農林水産省	102	208	49.0	107	109	98.2
	53	194	27.3	119	119	100.0
経済産業省	70	137	51.1	89	89	100.0
	34	163	20.9	76	76	100.0
国土交通省	366	1,292	28.3	224	224	100.0
	177	1,250	14.2	234	233	100.4
環境省	22	51	43.1	18	18	100.0
	7	45	15.6	14	14	100.0
防衛省	555	6,460	8.6	892	879	101.5
	317	6,103	5.2	882	868	101.6
人事院	10	14	71.4	3	3	100.0
	4	8	50.0	5	5	100.0
会計検査院	20	25	80.0	15	15	100.0
	13	27	48.1	12	12	100.0
合計	3,596	12,383	29.0	2,838	2,834	100.1
	1,968	11,997	16.4	2,801	2,787	100.5

注1 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（令和2年度）の結果について」（令和3年10月6日人事院）から算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した結果に基づき作成している。

2 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業（再度の育児休業者を除く。）を取得した人数をいう。

3 「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員は当該年度中に子が生まれた男性職員、女性職員は当該年度中に産後休暇が終了した女性職員（令和2年度については令和2年2月4日から令和3年2月2日まで、令和元年度については平成31年2月3日から令和2年2月3日までに出産した女性職員（産後の特別休暇中に子が死亡した場合等を除く。））をいう。

4 「取得率」とは、「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に対する「新規取得者数（当該年度中に新たに育児休業を取得した者（令和2年度については平成29年～令和元年度、令和元年度については平成28～30年度に取得可能となった職員数を含む。））」の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。

表 府省等別「男の産休」（配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇）の使用状況

(上段：令和2年度、下段：令和元年度)

府省等名	当該年度中に子が生まれた男性職員数(人) (A)	「男の産休」		配偶者出産休暇		育児参加のための休暇	
		(A)のうち「男の産休」を5日以上使用した職員数(人) (B)	使用率(%) (B/A)	(A)のうち配偶者出産休暇を使用した職員数(人) (C)	使用率(%) (C/A)	(A)のうち育児参加のための休暇を使用した職員数(人) (C')	使用率(%) (C'/A)
内閣官房	15	13	86.7	13	86.7	13	86.7
	30	19	63.3	23	76.7	22	73.3
内閣法制局	3	3	100.0	3	100.0	3	100.0
	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0
内閣府	47	37	78.7	39	83.0	45	95.7
	54	38	70.4	47	87.0	43	79.6
宮内庁	19	14	73.7	18	94.7	18	94.7
	19	17	89.5	18	94.7	18	94.7
公正取引委員会	30	28	93.3	28	93.3	28	93.3
	27	25	92.6	27	100.0	27	100.0
国家公安委員会 (警察庁)	149	137	91.9	137	91.9	143	96.0
	160	113	70.6	146	91.3	133	83.1
個人情報保護委員会	3	2	66.7	3	100.0	3	100.0
	1	0	0.0	1	100.0	0	0.0
カジノ管理委員会	3	3	100.0	3	100.0	3	100.0
	1	0	0.0	1	100.0	0	0.0
金融庁	57	49	86.0	50	87.7	51	89.5
	65	47	72.3	53	81.5	54	83.1
消費者庁	5	5	100.0	5	100.0	5	100.0
	6	4	66.7	5	83.3	5	83.3
復興庁	2	2	100.0	2	100.0	2	100.0
	6	5	83.3	6	100.0	6	100.0
総務省	108	78	72.2	90	83.3	94	87.0
	104	73	70.2	95	91.3	93	89.4
法務省	1,434	1,352	94.3	1,343	93.7	1,384	96.5
	1,394	1,304	93.5	1,337	95.9	1,358	97.4
外務省	125	36	28.8	36	28.8	41	32.8
	164	42	25.6	56	34.1	55	33.5
財務省	1,646	1,552	94.3	1,580	96.0	1,597	97.0
	1,641	1,504	91.7	1,585	96.6	1,592	97.0
文部科学省	76	57	75.0	68	89.5	63	82.9
	56	41	73.2	53	94.6	54	96.4
厚生労働省	474	408	86.1	450	94.9	434	91.6
	478	392	82.0	436	91.2	426	89.1
農林水産省	208	162	77.9	192	92.3	183	88.0
	194	154	79.4	180	92.8	175	90.2
経済産業省	137	99	72.3	122	89.1	114	83.2
	163	144	88.3	154	94.5	156	95.7
国土交通省	1,292	1,046	81.0	1,172	90.7	1,151	89.1
	1,250	883	70.6	1,149	91.9	1,061	84.9
環境省	51	38	74.5	43	84.3	44	86.3
	45	27	60.0	36	80.0	34	75.6
防衛省	6,460	5,365	83.0	5,836	90.3	5,749	89.0
	6,103	4,679	76.7	5,398	88.4	5,138	84.2
人事院	14	12	85.7	14	100.0	14	100.0
	8	7	87.5	8	100.0	8	100.0
会計検査院	25	21	84.0	24	96.0	24	96.0
	27	25	92.6	25	92.6	26	96.3
合計	12,383	10,519	84.9	11,271	91.0	11,206	90.5
	11,997	9,544	79.6	10,840	90.4	10,485	87.4

注 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（令和2年度）の結果について」（令和3年10月6日人事院）から算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した結果に基づき作成している。